明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔規　則〕
○実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部を改正する規則（原子力規制委一）　一

〔告　示〕
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（財務三六～四四）　九
○国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（同四五～四七）　一五
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示（同四八～五〇）　一七

〔官庁報告〕
国家試験
二千二十五年度国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）公告（人事院）　一八
二千二十五年度皇宮護衛官採用試験（大卒程度試験）公告（同）　二三
二千二十五年度法務省専門職員（人間科学）採用試験公告（同）　二三
二千二十五年度財務専門官採用試験公告（同）　二五
二千二十五年度国税専門官採用試験公告（同）　二六
二千二十五年度食品衛生監視員採用試験公告（同）　二七
二千二十五年度労働基準監督官採用試験公告（同）　二八
二千二十五年度航空管制官採用試験公告（同）　二九
二千二十五年度海上保安官採用試験公告（同）　三〇
二千二十五年度海上保安学校学生採用試験（特別）公告（同）　三一

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三二
特殊法人等
税理士登録抹消、日本弁護士連合会懲戒処分関係　三三
会社その他
会社決算公告　三四

規則

○原子力規制委員会規則第一号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第四十三条の三の三十二の規定に基づき、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年二月十三日

原子力規制委員会委員長　山中　伸介

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部を改正する規則

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部を改正する規則（令和五年原子力規制委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号）第八十一条及び第百十三条から第百十三条の四までの改正規定を次のように改める。

改正後	改正前
（発電用原子炉施設の施設管理） **第八十一条**　法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設の保全のために行う設計、工事、巡視、点検、検査その他の施設の管理（以下「施設管理」という。）に関し、発電用原子炉ごとに、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。 一　発電用原子炉施設が法第四十三条の三の五第一項又は第四十三条の三の八第一項の許可を受けたところによるものであり、かつ、技術基準に適合する性能を有するよう、これを設置し、及び維持するため、施設管理に関する方針（以下この条において「施設管理方針」という。）を定めること。ただし、法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。 二・三　（略） 四　施設管理目標を達成するため、次に掲げる事項を定めた施設管理の実施に関する計画（以下この項、第百十三条第一項第五号及び第百十三条の四第四項において「施設管理実施計画」という。）を策定し、当該計画に従って施設管理を実施すること。 イ～チ　（略）	（発電用原子炉施設の施設管理） **第八十一条**　法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設の保全のために行う設計、工事、巡視、点検、検査その他の施設の管理（以下「施設管理」という。）に関し、発電用原子炉ごとに、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。 一　発電用原子炉施設が法第四十三条の三の五第一項又は第四十三条の三の八第一項の許可を受けたところによるものであり、かつ、技術基準に適合する性能を有するよう、これを設置し、及び維持するため、施設管理に関する方針（以下この条及び第百十三条第二項第三号において「施設管理方針」という。）を定めること。ただし、法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。 二・三　（略） 四　施設管理目標を達成するため、次の事項を定めた施設管理の実施に関する計画（以下この項において「施設管理実施計画」という。）を策定し、当該計画に従って施設管理を実施すること。 イ～チ　（略）